

簡易公募型プロポーザル方式に係る募集の公示

令和6年2月16日

埼玉県知事 大野 元裕

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 大宮公園園地管理業務委託
- (2) 履行箇所 大宮公園／さいたま市大宮区高鼻町地内
- (3) 委託業務内容 園内の除草、芝刈り、流れ・池清掃、低木剪定、生垣剪定、高木剪定、ふじ棚剪定、松こも巻き、松枯れ防止剤樹幹注入
- (4) 履行期限 令和7年3月31日
- (5) 限度額 40,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (6) 契約方法 本公示に基づいて提出された技術提案書を審査した結果、最も優れた技術提案を提出した最優秀者と契約の締結に向けて協議し、随意契約により契約を締結する

2 資格要件

(1) 応募者の形態

- ア 建設業（造園工事業）の許可を受けた日本国内の法人等（以下「法人等」という。）であること。
- イ 令和5・6年埼玉県建設工事等競争入札参加資格名簿（土木施設維持管理）（以下「資格者名簿」という）に「土木維持管理（苑池）」で登載されたものであり、かつ資格者名簿の造園工事業の格付がA級の者であること。
- ウ 資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地は埼玉県内。
- エ 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、グループの名称及び代表者を定めて、「グループの協定書又はこれに準ずる書類」を併せて提出すること。
なお、当該グループの構成員は、本要綱に基づく応募に関して、他のグループの構成員となり、又は単独で応募をすることはできない。
また、すべての構成員が下記（2）及び（3）の要件を満たしていなければ、応募することができない。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により県の随意契約に参加させないこととされた者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けているものを除く。）。
- エ 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けている者。

(3) 公示日以後に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(4) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(5) 会社の実績として、公示を開始した日から過去10年以内に次の条件を満たす同種又は類似の業務実績があること。

- ① 同種の業務実績
- ② 類似の業務実績

3 選定基準

- ① 技術提案書の内容
- ② 見積書内訳書

4 技術提案を求める具体的テーマ

- (1) 各維持管理項目の維持管理水準や実施回数の提案
- (2) 日本庭園の管理に関する工夫
- (3) 公園利用者への配慮や緊急対応の提案
- (4) 剪定及び伐採や植替えに関する全体計画や作業手法に関して工夫

5 手続き

(1) 参加意思表明書の提出について

- ① 提出期限 令和 6年 2月27日(火)午後4時まで
- ② 提出場所 下記7に同じ
- ③ 受付方法 e-mail又は郵送、持参によるものとする。
到着したことを7の担当者に確認すること。

(2) 技術提案書の提出について

- ① 提出期間 令和 6年 3月 6日(水)午後4時まで
- ② 提出場所 下記7に同じ
- ③ 受付方法 郵送又は持参によるものとする。
- ④ その他 当該業務に係る見積内訳書を併せて提出すること。

6 技術提案書提出後の予定

技術提案書を提出した者に対し、ヒアリングを行う。

予定日：令和 6年 3月15日(金)

なお、ヒアリングの場所及び時間は、技術提案書を受付後に連絡する。

7 窓口・問い合わせ先

埼玉県大宮公園事務所 土木担当 尾田・早乙女

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目

電話 048-641-6391

ファックス 048-641-2656

e-mail m4163911@pref.saitama.lg.jp